

目黒哲也 通信

●発行人 目黒哲也

●連絡先 目黒哲也後援会事務所

所属委員会 社会厚生委員会 副委員長
南魚沼地域広域計画協議会議会広報編集特別委員会
南魚沼市都市計画審議会〒949-6612 新潟県南魚沼市東泉田1076-1 TEL 025-773-6253
携帯 090-4011-7563 E-mail kinseikan.tetsuya430623@gmail.com

目黒哲也通信のバックナンバーを希望される方は、メールあるいは電話にてお気軽にご連絡ください

ごあいさつ 世界は、過去に感染拡大したコレラやスペイン風邪のような100年に一度の危機である新型コロナウイルスの感染拡大に見舞われました。その対策として、4月7日に7都道府県でなくされたことで、突発的かつ急激な経済の落ち込みによって、経済的・社会的に弱い立場にある個人や事業者に自助努力では耐えられない痛みを生み出しました。加えて南魚沼市においては、新型コロナウイルス感染拡大前の異常小雪から経済生活活動に影響を受けており、ここまでおよそ6か月という長い間、その艱難辛苦に耐え続け、地域の経済と市民の心に大きな傷を負ってしまいました。ただ幸いにも当市では現在まで感染者がでておりません。これは全市民のご理解とご協力によるものと、合わせて最前線で市民の生命を守ってくださっている医療福祉関係従事者の皆様に深く感謝申し上げます。一刻も早い終息を心よりお祈り申し上げます。この度、私が作成しました南魚沼市民向けの国・県・市の補助金・助成金等をまとめた一覧表を掲載しましたので、お役立ていただければ幸いです。

7月4日から販売致しました「プレミアム付飲食・宿泊券」について、販売枚数や販売方法等で市民の皆様の怒りや悲しみ・失望や諦め等々、多くの切ない声や姿を見聞きし、責任を痛感しております。この教訓を真摯に受け止めて、皆様の信頼回復に努めて参る所存でございます。加えて、次なる経済促進策にも活かしていかたいと思っております。心より深く反省し、お詫び申し上げます。

6月議会において下記の一般質問を行い、皆様のお声を市政にお届けいたしました。質問と答弁は以下の通りです。（一部抜粋）

一般質問 「新型コロナウイルス感染症対策について質す」

今は感染の拡大は自粛が緩和されつつあるが、第2波・第3波も予想され、いまだ予断を許さない状況にある。国からの支援拡充はじめ当市としても第1弾・第2弾と支援対策を矢継ぎ早に講じてきているが、中長期的なWithコロナ・Afterコロナに対応すべき戦略や手法を先駆けて準備しておくことは必要と考える。以下の点について伺う。

1. 医療・感染症対策について

目黒 本庁舎や公共施設への来訪者に対して検温体制をとるべきと思うが。

市長 玄関での検温は職員を守ること、ひいては組織体制を守るということ。そしてこの地方行政庁である庁舎が機能しなくなってしまう恐れがあることから検温体制は議論してきた。しかし当時は、注文しても検温器が手に入らなかったので断念した。市内で感染者が発生した場合には直ちに検温体制を取れるよう準備している。

目黒 市職員の在宅勤務、時差出勤等についてはどのように考えているのか。

市長 在宅勤務を実施するためには、まずは情報漏洩を防がなければいけない。よって安全に自宅で業務をするには、セキュリティの対策が全てにおいて行き届かなければいけない。そのためのシステムの構築や経費等の問題、また窓口業務の職員数が減ることでサービスが低下してしまうこと等を勘案し、現行体制でやっていくことにした。

時差出勤については、緊急性の度合いは低い。ほとんどの者がマイカー通勤があるので、当市として実施しなかった。

目黒 厅舎機能の分散化等のリスク管理は万全か。

市長 職員の中に感染者が発生したという場合に備えてLAN整備等を行い、5月12日から28日まで試験的に実施した。全員が濃厚接触者となることを回避するべく、取り組みが可能な部署から本庁舎の南分館の会議室、塩沢庁舎・大和庁舎の会議室などに分散配置した。実施人数は19人と少なかったが、今後の運用については一定のめどが立った。

目黒 市内で感染者が発生したときに備えた、医療従事者及び関係者への負荷事前対策はどうか。

市長 コロナ感染者が発生した場合は、新潟県で医療機関の役割分担が決められている。当魚沼圏域においても人工呼吸器を要する重症患者までを診る病院、酸素吸入のみの中等症レベルまでの患者を診る病院、酸素吸入を不要とする患者を診る病院、完全に感染患者を入院させない病院と、非公表ではあるが各病院でそれぞれ重症度合いによって役割分担が決まっている。

市民病院においては市内で感染者が発生した場合、ワンフロアを閉鎖して専門病床にする等の対策を考えている。また病院の従事者が家庭に帰れない場合が出てきたときには、一時退避ができる環境の準備もされている。

目黒 医師や看護師への感染対策や、市民病院が閉鎖にならない対策はあるのか。

市長 臨時の勤務医は圧倒的に関東圏からやってくる。臨時の勤務医がないければ南魚沼市の医療は崩壊する。しかし市民病院内で1人ないし2人と感染者が出てしまえば、すぐさま崩壊が起きてしまうという危惧もあったので、臨時の勤務医を揃らした。そのために診療時間に穴が空いたりした。また緊急のオペ以外はやらないことにした。今の時点で医療機関は、薄氷を踏む思いの状態にあるということをさまざまと見せつけられたという思いだ。

目黒 医師の負担を減らすためにも、ドライブスルー方式のPCR検査を導入したらどうか。

市長 すでに病院でそういうことを想定して動いている。

目黒 災害発生時のコロナ対策を踏まえた避難所対応はどうになっているか。

市長 特にこれから6月・7月は十分に警戒しなければならない。これまでの考え方を少し変更しなければならない点がある。避難所に全て逃げるという感覚ではなく、まずは自宅の中で安全な場所への在宅避難、また親戚・友人宅への避難、それから車の中への避難等を考えて頂きたい。避難所に来る際の持ち物は、敷物や毛布類・体温計、それから消毒液・手洗い用のタオル等を携行して頂きたい。

また従来よりも多くの指定避難所を開設する検討を始めた。体育館だけでなく、教室等を使ったりして密集を避けたり、体調や年齢などで分けてリスクを軽減していく。避難所を仕切る段ボールや衛

生用品の備蓄、配備等についても十分検討する。

2. 経済支援・促進対策について

目黒 南魚沼市新型コロナウイルス感染症緊急経営支援資金は、迅速に貸し付けられるよう支援できないのか。

市長 7月15日から取り扱いを開始し、5月末日までに現在13件で1億5,600万円の融資実績になっている。個々の貸付に要した時間は、市において申請書を受け付けてからその貸付の実行までは土日を除き、おおむね1週間以内で貸付実績の実行に至っている。これはすでに金融機関と借りる方の話し合いができているからだと考える。今後も金融団体の皆さんにぜひともお願いするということを続けて参りたい。

目黒 打撃の大きい観光業や飲食業、これから影響が予測される製造業に対しては、さらなる経済支援並びに経済促進対策が必要と考えるが、対策はあるのか。

市長 直接的な打撃を受けた観光業・飲食業の景気回復支援策を、皆さんと共に議論を重ねて決めていきたい。また今後は、製造業だけでなく、さまざまな業種に影響が出てくるかと思う。そこで、市独自第2弾として、固定費の補助修正として、経営支援給付金制度を実施する。さまざまな手を使い、そして必要な場合には、さらにもう手を打たなければいけないと考えている。

目黒 現在、展開されている県民宿泊割引【「つなぐ。にいがた」新潟県民宿泊キャンペーン】に合わせて、市民のチカラで市内の循環を促す独自のプレミアムチケットや、ブランド化されている本気井の展開をつなぎながら、冬に大型キャンペーンを打って誘客促進を図ることが価値的ではないか。

市長 冬まで待てるかというところもあって、まずは市内の皆さんの利用から市内景気を潤す。そこに住む人たちの力で宿泊業者を応援しようというような形。それを含めて、商品券なのか、食事券なのか、またそれを全部含んだ形を取るのかを皆さんと議論し、早く作って早くやることと、期限を切ってすぐに潤そうという部分と、もうちょっとじっくり構える部分と判断してやっていきたい。

目黒 これから計画されている国の大型キャンペーンであるGo Toトラベルをにらんで、ふるさと納税者やふるさと応援団、友好姉妹都市、あるいは首都圏のつながりのある地域の方々をターゲットに絞り、宿泊割引やお土産等の魅力的なプレミアムをつけて独自のキャンペーンを展開したらどうか。

市長 姉妹都市とかそういうところはすでに話しかけをし、合意ができている。行けるような状況が生まれたら、すぐさま飛んでいきたい。いろいろな形で営業をかけていきたい。

目黒 同時に展開されるGo ToイートやGo To商店街についての戦略を考えているか。

商工観光課長 食と商店街のイベントについての支援は内容を見た上で、時期を見て相談があれば商店街さんともお話をしたい。また状況を見ながらイトキャンペーンについては実施したい。

目黒 最近、脚光を浴びているVRバーチャルリアリティについて取り組みは考えているか。

商工観光課長 昨年来からボイドという音声ガイドに取り組んでいる。今年度もスポットを増やしていく。またボイドのアプリを導入し、情報発信を進めていく検討をしている。

3. 教育対策について

目黒 臨時休校が続き、子どもたちや保護者へのメンタルケアの対策はあるのか。

教育長 現時点では子どもたちや保護者のメンタル面において直接関係した大きな問題は報告されていない。臨時休校中の子どもたちと保護者のケアについては、学級担任をはじめ、学校教育課のスクールソーシャルワーカー、子ども若者育成支援センターの相談員、並びにスクールカウンセラー等が連携して総合的なケアを行ってきた。臨時休業中も訪問したり、子どもたちに学校に来てもらったりして対応した。引き続き今後も学校をはじめ教育委員会や相談機関と一緒に連携して子どもたちと保護者のケアを丁寧に行っていく。

一方で児童・生徒を取り巻く環境は厳しいところがある。一例を上げれば、小学校では5月に実施を予定していた運動会を取りやめとした。そのため6年生が中心となって、全校の児童が力を發揮するという場面がなくなった。そういう失われた教育活動をほかの活動で補って、一人一人の子どもたちが活躍する場をつくっていくことを模索している。中学校では部活が再開しているが、大会は残念

市政について皆様の声をぜひお聞かせください!

ながら取りやめとなっている。何とか中学校3年生の最後の部活をしてあげたいということで、6月中旬には地域の交流試合などを行って、しっかりと区切りをつけてあげたい等、活動を通して子どもたちの心のケアをしていくという面も工夫していきたい。このようにいろいろな教育活動や部活動を通じて心のケア、そして心の成長を促していく。

目黒 臨時休校のため、子どもたちの学習する機会が失われてしまったが、一刻も早くオンライン体制がとれるように整備すべきと思うが。

教育長 当市では課題を紙ベースで提示して行ったが、全国的にはオンラインでの学習を進めているところもあった。当市は、現在、各学校に1クラス分のタブレットやパソコンを配備して学習に活用しているが、家庭学習には対応していない。今回の事態のような場合は、子どもたちの学びを保障するところが足りないという面が危惧されている。現在、子どもたちの家庭におけるインターネット環境を調査中である。家庭でのインターネット環境がなければ平等のオンライン学習ができない。今後そういう環境が不足する家庭には整備をお願いすると共に、一定の要件に該当する家庭には国の補助金を活用して整備を整えていくことを検討している。市や国の補正予算を利用し、各学校の無線LAN、オンラインの環境整備、1人1台の端末配布等の整備を進める。また、ハードの面だけではなく、ソフト面の準備が必要であり、教育委員会が学校と連携しながら運用の検討を進めるとともに、国が補助するICT支援員の配置などにより、教員のICT活用力が向上できるよう進めていく。

4. 生活支援について

目黒 影響を受けて生活が困窮した人を支える緊急小口資金の特例貸付について迅速に対応できないのか。

市長 申請要件が緩和されたにもかかわらず、新潟県が從来の要件のまま審査していたため、審査から支給までに要する時間が長くなってしまったようである。現在は簡素化を図り、できるだけ早く必要な人に届けられるよう努力しているようだ。

当市の状況は、5月末の時点では相談件数79件、そのうち貸付の決定が27件、そして申請中が5件、これは足すと32件。そして他の制度紹介等が29件と全てに対応している。場合によつてはこの小口融資に限らず、さまざまな手を打つべきと考えている。

目黒 高齢者・要介護者・障がい者等の食事等、生活全般で支援が出ていないのか。必要であれば支援はあるのか。

市長 障がい者の日中活動系のサービス、高齢者の通所サービスや訪問系のサービスについては、非常事態宣言が解除されるまでの期間は、利用者本人もしくは家族が特定警戒都府県の在住者と接触した場合は、最終接触日から2週間サービスの中止をお願いした。サービスが使えないかったことで、今までと同じ生活レベルを維持することは難しかった事例も出たのではないかと思うが、おおむねサービスは継続し、ほとんどのサービス利用者には影響は比較的小ない中で収まっていたのではないかと考えている。包括支援センターには、外出を自粛して自宅にこもっていることへのストレス等について相談はあったが、生活に支障が出ているという相談は現在のところはない。食事の関係では、食の自立支援事業については通常通り支援を行っており、利用者宅へ配達が行われ続けている。

目黒 テイクアウトまとめサイトや児童・生徒・学生への応援活動に対する市民団体への支援はできないのか。

市長 この非常事態に際して、行政からではなく、それぞれの方がそれぞれできる立場で自発的に、テイクアウトまとめサイトをいち早く立ち上げたり、県外に住む学生への応援物資の送付等に踏み出した若い人たちがいたことは非常に頼もしく感じた。

このような市民団体の支援については、市民自らのアイディアで何かできることをしたいという動きに対して、補助金や助成金等の公金支援ではなく、逆に行政が全面的ではなくて、どうサポートができるかという視点に立って、様々な組織や民間についてあげるのもサポートであると思う。もっと非常事態になった場合には、もちろん行政の力強い発動というのも含めて考えなければならないかもしれないが、今のところはそういう見解を持っている。





キーワード⑨ 目黒哲也版 南魚沼市新型コロナウイルス感染症に伴う助成金・給付金等のまとめ

助成金・給付金等の情報は日々更新されます。各問合せ先に詳細をご確認くださいますようお願い致します。
南魚沼市相談窓口：各種窓口が分からぬ等や困りごと・心配事相談窓口。自分自身・家族の健康に関する事 TEL.025-773-6811（保健課）。自分自身・家族の生活に関する事 TEL.025-773-6667（福祉課）。市内事業者支援に関する事 TEL.025-773-6665（商工観光課）

個人 が申請 生活支援	休業で家計が維持できない	貸付 (無利子)	緊急小口資金 (休業された方向け)	貸付上限 10万円（特例20万円）。償還期限2年以内（据置1年以内）	南魚沼市社会福祉協議会 南魚沼市生活支援係（TEL.025-773-6919）
			総合支援資金 (失業された方向け)	貸付上限 単身月15万以内・2人以上月20万以内（原則3か月以内）。償還期限10年以内（据置期間1年以内）	
個人 が申請 給付金	離職等で住居を失った、失うかも	給付	住宅確保給付金	単身世帯月32,000円・2人世帯以上38,000円・3人から5人世帯42,000円・6人世帯45,000円・7人以上世帯50,000円。原則3か月。延長・再延長有り	南魚沼市福祉課 厚生福祉係（TEL.025-773-6667）
	離職した方、就職が困難になった方	雇用	会計年度任用職員緊急雇用	新型コロナウイルス感染症拡大により解雇された方、就職が困難となった方の一時的な就業を支援し、正規就職への足掛かりとして市の会計年度任用職員（パートタイム）の採用を拡大。30名程度	南魚沼市総務課（TEL.025-773-6660）
	ひとり親世帯や障がいのあるお子さんのいる世帯	給付金	児童扶養手当及び特別児童扶養手当の上乗せ助成	①児童扶養手当受給者 第1子40,000円・第2子以降20,000円・第3子以降加算10,000円 ②特別児童扶養手当受給者世帯 1世帯40,000円。支給時期6月中旬予定	南魚沼市子育て支援課（TEL.025-773-6822）
	ひとり親世帯	給付金	児童扶養手当臨時給付金	児童扶養手当の受給世帯：臨時給付金5万円支給、第2子以降3万円加算 収入が大きく減少した場合：一世帯に別途5万円支給	南魚沼市子育て支援課（TEL.025-773-6822）
	給食費の助成		児童就学援助世帯への支援	4月から5月の休校期間等の給食費助成相当額を助成	南魚沼市子育て支援課（TEL.025-773-6822）
	住宅をリフォームする方	補助金	みんな住まい改修補助金	市内の施工業者によって50万円以上の住宅のリフォーム工事を行う者に対し、補助金を交付。一般世帯 100,000円・子育て世帯 150,000円（子育て世帯とは、補助金交付決定時に中学生以下の子どもが在籍している世帯）	南魚沼市都市計画課 施設係（TEL.025-773-6662）
	水道料金を減額		水道料金基本料の減額	6月から8月利用分の3か月の水道料金基本料の半額を減額	南魚沼市水道課（TEL.025-774-3141）
	国民健康保険料の免除	免除	国民健康保険料の免除	主たる生計維持者の収入が、前年度比30%以上減収した世帯に対して国民健康保険料を免除	南魚沼市市民課（TEL.025-773-6661）
	納税の猶予の特例	猶予	法人税・消費税・固定資産税等	2020年2月から納期限までの一定の期間（1か月以上）において、収入が前年同期比20%以上減少した場合に1年間納税を猶予。担保不要、延滞金免除	南魚沼市税務課（TEL.025-773-6668）
	奨学金返済猶予		南魚沼市奨学金貸与基金条例に基づく奨学金の貸与を受け、返還している方は、申し出により、一定期間の返済を猶予。	南魚沼市学校教育課（TEL.025-773-6700）	
給付金	令和2年4月27日において住民基本台帳に記録されている方		特別定額給付金（仮称）	1人に付き10万円。受給権者は世帯主	総務省コールセンター（TEL.03-5638-5855） 平日9時～18時半
	令和2年4月24日から5月6日までの全ての期間において休業等協力する事業者	給付	緊急事態措置及び協力金	一事業者あたり10万円	新潟県緊急事態措置・協力金相談センター（TEL.025-280-5222） 平日・休日9時～19時
	令和2年5月7日から5月14日までの全ての期間において休業等協力する事業者		緊急事態措置及び協力金	一事業者あたり10万円	新潟県緊急事態措置・協力金相談センター（TEL.025-280-5222） 平日・休日9時～19時
	前年同月比50%以上減少した事業者		持続化給付金	上限 中小企業・小規模事業200万円、個人事業100万円。申請開始日：5月1日から 申請方法：「持続化給付金」ホームページへアクセス。スマホからも可能	経済産業省 相談窓口（TEL.0570-783183）平日・休日9時～17時
給付金	令和2年2月～6月前年同月比20%～50%未満減少した事業者	給付	南魚沼市事業継続給付金	上限 30万円。申請期間：5月7日～7月31日	南魚沼市商工観光課（TEL.025-773-6665）
	前年同月比20%以上減少した事業者に対する固定費（家賃、光熱費、電気料等）の補助	助成	南魚沼市内事業者への固定費補助	持続化給付金または南魚沼市事業持続給付金の交付決定者 創業6か月未満の事業者：10万円、減収率20%以上50%未満：10万円、減収率50%以上：30万円	南魚沼市商工観光課（TEL.025-773-6665）
助成金	従業員に休業してもらうなら（前年同月比5%以上減少）	助成	雇用調整助成金（コロナ特例）	助成率：中小4/5・大企業2/3。解雇等行わない場合 中小9/10・大企業3/4。上限賃金日額：15,000円 ※1人でも雇用者が入れば申請可能	ハローワーク南魚沼（TEL.025-772-3157）
	雇用調整助成金を申請したら	給付	南魚沼市雇用維持給付金	国の雇用調整助成金を受けた市内事業者に対し、一律5万円を支給。申請期間：5月7日～12月28日	南魚沼市商工観光課（TEL.025-773-6665）
事業主 が申請	新卒者を採用したら	助成	南魚沼市企業新規採用に対する補助	本年度回復期以後の新卒者（卒業後3年間）の新規採用者1人につき、30万円を3年間継続補助。令和3年度新規も継続	南魚沼市商工観光課（TEL.025-773-6665）
	テレワークの会場提供	提供	Wi-Fi環境の一般提供	Wi-Fi環境を利用した就職相談、テレビ会議など、一般に開放出来るスペースとして、グローバルITパークの空きブースを市内企業等に提供。需要度を見た上で更に環境整備を充実。	南魚沼市商工観光課（TEL.025-773-6665）
給付金	テナント事業者	給付金	家賃支援給付金	テナント事業者のうち、中堅企業・中小企業・小規模事業者・個人事業者等であって、5月から12月において以下のいずれかに該当する者に対して、申請時の直近支払家賃（月額）に係る給付額（月額）の6倍。いずれか1か月の売上高が前年同月比で50%以上減少。連続する3か月の売上高が前年同期で30%以上減少。給付率：2/3。給付上限：法人50万円・個人事業者25万円として、6か月分給付。複数店舗を所有する場合など家賃の総支払額が高い者を考慮して上限を超える場合の例外措置を設ける。給付上限額：法人100万円・個人事業者50万円	中小企業庁 総務課（TEL.03-3501-1768）
	テレワーク用通信機器の導入・運用、就業規則・労使協定等の作成・変更等をした		時間外労働等改善助成金（テレワークコース）特例	テレワーク用通信機器の導入・運用、就業規則・労使協定等の作成・変更を新規で行った中小企業事業主について、要した費用を助成する制度。助成率1/2。1企業当たり上限額100万円	テレワーク相談センター（TEL.0120-91-6479）
助成金	子どもがいる従業員のために	助成	小学校休業等対応助成金（労働雇用者向け）	小学校等休校で労働者が有給休暇取得の場合、8,330円を上限に賃金相当額を助成	学校等休業助成金・支援金等相談センター（TEL.0120-60-3999） 平日・休日9時～21時
	子どもがいるフリーランスのために		小学校休業等対応支援金	小学校休校休業したフリーランス1日当たり、4,100円（定期）を助成	
	感染などで働けない従業員のために		傷病手当金（健康保険）	感染などで働けない期間標準報償日額の2/3を支給。4日目から支給。最大1年6か月	健康保険組合
	固定資産税等の軽減	軽減	固定資産税等の軽減	中小企業・小規模事業者の保有する設備や建物等の2021年の固定資産税及び都市計画税を売上高減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とする。なお2020年の固定資産税及び都市計画税は1年間納税猶予可能	中小企業庁 事業環境部財務課（TEL.03-3501-5803）
税金	法人税の一部還付	還付	法人税の一部報酬	資本金1億円以下の中小企業は、前年度黒字で今年度赤字の場合、前年度に納付した法人税の一部還付	関東信越国税局（TEL.0120-948-249） 平日8時30分～17時
	NHK受信料免除	免除	NHK受信料に対する特例措置	NHK受信料に関しては、1ヵ月以上の休業がある場合には1ヵ月単位ごとに受信料が减免されることとなっているが、加えて下記の措置を実施。①2ヵ月間の受信料免除：持続化給付金の給付決定を受けた事業所は持続化給付金の給付通知書（コピー）と減免申請書にて2ヵ月間の免除となる。免除申請書は5月18日㈪より、NHKホームページ（NHK受信料の窓口で検索）よりダウンロードが可能。②6月請求分の支払い猶予措置：6月請求分の放送受信料については支払い猶予措置が実施される。猶予した場合は次回8月にまとめて請求される。	NHKホームページ（https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/）
融資	JASRAC管理手数料	支払不要	JASRAC管理手数料の支払い不要	特段の特例措置は設けてないが、営業休止などの場合は、JASRACのサイト（トピックス>ご営業や音楽利用休止・廃止に伴う手続きについて）またはFAXにて休止の連絡をすることで管理手数料の支払いが不要となる。	JASRACホームページ（https://www.jasrac.or.jp/news/20/200414.html）
	資金繰りのために、融資を受けたい		国（無利子・無担保）	感染症対策特別貸付	
			国	前年比5%以上の売上減、融資限度額6,000万円（別枠）。※要件を満たせば無利子・無担保	
			国（無利子・無担保）	マル経融資	前年比5%以上の売上減、融資限度額 別枠1,000万円。※要件を満たせば無利子・無担保
			国（無利子・無担保）	セーフティネット保証	4号：100%保証（前年比20%以上売上減）・5号80%保証（前年比5%以上売上減）。4号・5号 融資限度額 別枠2.8億円。通常 融資限度額4,800万円。融資期間 説明15年・運転資金8年（据置3年以内）・金利年1.91%
			国（無利子・無担保）	危機関連保証	前年度比15%以上の売上減、融資限度額 別枠2.8億円。※100%信用保証協会が保証
			国	生活衛生感染症特別貸付	前年比5%以上の売上減、融資限度額 別枠6,000万円。融資期間 設備20年。運転資金15年（据置5年以内）
			国（無利子・無担保）	衛経	前年比5%以上の売上減、融資限度額 別枠1,000万円。融資期間 設備10年（据置4年以内）。運転資金7年（据置3年以内）※要件を満たせば無利子・無担保
			国	衛生環境激変対策特別貸付	前年比10%以上の売上減、融資限度額 別枠1,000万円（旅館業 別枠3,000万円）。融資期間7年以内（据置2年）・金利年1.91%
			国	危機対応融資	前年比5%以上の売上減、融資限度額 3億円。融資期間 設備20年内。運転資金15年内（据置5年以内）
補助金	新潟県（補給）		セーフティネット資金	融資限度額5,000万円。融資期間10年内（据置2年以内）。金利年1.25%～1.85%。南魚沼市から保証料補給有	日本政策金融公庫長岡支店（TEL.0258-36-4360） 平日9時～17時
	新潟県		感染症対策特別資金、4号・5号・危機関連保証	融資限度額3,000万円。融資期間10年内（据置5年以内）。金利年1.15%～1.75%。3年間無利子	日本政策金融公庫（TEL.0120-154-505） 平日9時～17時
	新潟県		感染症対策特別融資	融資限度額別枠5,000万円。融資期間10年内（据置3年以内）。金利年1.15%～1.75%	新潟県中小企業金融相談窓口（TEL.025-285-6887）
	南魚沼市（補給）		小規模事業者向け短期事業資金	融資限度額500万円・融資期間1年内・金利年1.50%	南魚沼市商工観光課（TEL.025-773-6665）
補助金	感染症の影響を乗り越えるために、前向きな投資を行う	補助金	感染症緊急経営支援資金、4号・5号	融資限度額2,000万円・融資期間10年内・金利年1.15%（信用保証付）・保証料補給有	商工組合中央金庫（TEL.0120-542-711）平日・休日9時～17時
	テイクアウト用のWEBを作成、旅館での自動受付機を導入する		生産性革命推進事業	ものづくり・商業・サービス補助：新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援。特別枠：補助上限1,000万円・補助率中小2/3・小規模2/3	生産性革命推進事業室（TEL.03-6459-0866）
	事業継承・譲り受け		持続化補助	持続化補助：経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取り組みを支援。特別枠：補助上限100万円・補助率2/3 IT導入補助：ITツール導入による業務効率化等を支援。ハードウエア（PC、タブレット端末等）のレンタルも対象。特別枠：補助上限30万～450万円・補助率2/3	中小企業庁 小規模企業振興課（TEL.03-3501-2036）
事業継承・譲り受け	経営引継ぎや事業再編をする	補助金	経営資源引継ぎ・事業再編支援事業	第三者継承時に負担となる士業専門家の活用にかかる費用（仲介手数料・デューデリジエンス費用、企業概要書作成費用等）および経営資源の一部を引き継ぐ際の譲渡側の廃業費用を補助。事業引継ぎ支援センターでマッチング等の支援。中小企業経営力強化支援ファンドの新たな創設し、再生と第三者継承の両面を支援。【買い手】専門家への報酬・既存事業の廃業費用：補助上限650万円・補助率2/3	中小企業庁 事業環境部財務課（TEL.03-3501-5803）